

重要事項説明書・個人情報の使用等に関する承諾書

重要事項説明

事業者 岐阜県瑞浪市釜戸町 833
指定介護予防支援事業者
瑞浪北部地域包括支援センター
設置者 社会福祉法人 美濃陶生苑
理事長 酒井 幸昌

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的としています。

(2) 運営方針

- ア) サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等、利用者のサービス選択及びサービスの適正性等を常に総合的に考慮して計画を作成します。
- イ) サービス提供は、適切で自立支援に効果があるものとなるように検討し、保健医療サービス及び福祉サービスとの連携が保てるように努めます。
- ウ) 事業の実施にあたっては、他の介護支援事業者、指定居宅サービス事業者及び介護保険施設等関係機関との連携に努めます。

2 事業内容

「事業の目的」に沿って、介護予防に向けたケアプランの作成をします。

3 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く日
- (2) 営業時間 8時30分から17時15分

4 身分証明

関係する職員は、求めに応じて身分証明書を提示します。

5 情報の提供

利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

6 個人情報管理

関係職員は、業務上知り得た利用者、扶養者及び家族等に関する情報は、正当な理由又は本人の承諾なしに他に漏らしません。ただし、次の場合においては、情報提供することができます。

- (1) 介護予防サービスの利用のために、対象サービスの提供事業者を提供する場合
- (2) 個人が特定できないようにしたうえで、事業評価及び学会、研究等のために使用する場合

7 苦情申立

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに対する苦情は次のところに行うことができます。

- (1) 瑞浪市役所 高齢福祉課 68-2116 (直通)
 - (2) 岐阜県国民健康保険団体連合会 058-275-9826
- ※国保連は介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者：管理者 加藤聖二
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

9 その他の重要事項説明

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業者に委託した場合は、その事業者に関する重要事項の説明をすることがあります。

10 担当及び連絡先

瑞浪北部地域包括支援センター

担当職員

(0572) 63-1015

受託した指定居宅介護支援事業者

担当する介護支援専門員

電話

重要事項説明書・個人情報の使用等に関する承諾

私は、瑞浪北部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関して、事業を実施するために必要な個人情報を、センター及びセンターから業務を代行する委託を受けた指定居宅支援事業者（以下「センター等」という。）に提供します。

また、センター等が保有する個人情報を、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的のために使用すること及び目的達成のためにセンター等が関係する者又は関連する事業者に必要な情報を提供することを承諾します。

上記のとおり重要事項の説明を受けたこと、及び個人情報の使用等の内容について、同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理署名者 住 所 _____

氏 名 _____